

## 申立書添付書類一覧表兼チェックリスト

□は必ず必要なものです。添付をご確認ください。

- 申立書 (□当事者等目録 □遺産目録 □相続関係図)  
(なお、申立書については、裁判所から相手方に送付しますので、相手方の人数分の写しをご用意ください。)
- 申立ての実情 (○特別受益目録)
- 申立書添付書類一覧表兼チェックリスト (この用紙)
- 収入印紙 被相続人1名に対し1,200円
- 郵便切手 500円×2×(当事者数), 100円×2×(当事者数),  
50円×2×(当事者数)  
82円×20  
10円×20  
2円×10  
1円×10

ただし、相手方数が5名を超える場合は、1名増ごとにそれぞれ2枚を追加  
(例：相手方8名…3名増×2枚=6枚追加)

### A 身分関係資料 (書証番号はつけない)

- 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍 (除籍謄本, 改製原戸籍謄本等) 全て (原本)
  - ①相続人が配偶者・子・親の場合  
被相続人の出生時 (被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍等) から死亡までの連続した全戸籍謄本
  - ②相続人が (配偶者と) 兄弟姉妹の場合  
被相続人の父母の出生時 (被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍等) から被相続人の死亡までの連続した全戸籍謄本
  - ③相続人のうちに子又は兄弟姉妹の代襲者 (おいめい) が含まれる場合  
①②のほかに、本来の相続人 (子又は兄弟姉妹) の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本
- 相続人全員の現在の戸籍謄本 (3か月以内の原本)
- 被相続人の住民票の除票 (原本 廃棄済の場合は戸籍の附票の原本)
- 相続人全員の住民票 (3か月以内の原本)

### B 遺産目録記載の不動産についての資料 (書証番号はつけない)

- 登記事項証明書 (登記簿謄本) (3か月以内の原本) 【法務局で取得する】
- 固定資産評価証明書 (3か月以内の原本) 【市区町村役場で取得する】

### C 遺産目録記載の不動産以外のその他の遺産についての証拠資料 (書証 甲号証)

- 預貯金の残高証明書写し 【取引のある金融機関で取得する】 又は通帳, 証書の写し
- ※ 残高証明書を取得する際のご注意
  - ・死亡時の残高ではなく、現時点での残高を記載してもらってください。
  - ・口座番号を記載してもらってください。
  - ・口座がいくつかある場合には、口座番号ごとに残高を記載してもらってください。
  - ・定期預金等がある場合には、元金の額だけでなく、現時点で解約した場合の税引き後の利息額も記載してもらってください。
- 株式の残高証明書写し 【取扱証券会社で取得する】
- 公図写し 【法務局で取得する】 に建物配置を書き込んだもの, 又は住宅地図 (住居表示がされているもの)
- 自動車の登録事項証明書 【運輸支局等で取得する】 写し又は車検証写し
- 相続税申告書写し (相続税の申告をしている場合)
- 遺言書の写し